

小売等役務商標の出願に関するお知らせ

平成19年7月
商 標 課

1. 特例期間 (H19.04.01～07.02) の終了

制度発足 (平成19年4月1日) 後3ヶ月間に出願の小売等役務商標が競合 (商標と小売等役務のそれぞれが同じか似たもの) した場合は、同日に出願されたものとして扱う特例措置が設けられておりましたが、この措置の特例期間は平成19年7月2日をもって終了しました。

7月3日以降の出願は、小売等役務の商標が競合する場合でも、通常通り出願日 (又は優先日) を基準として先後願の審査がされることとなります。

2. 特例期間中の小売等役務商標の出願件数状況

特例期間中の小売等役務を指定した出願件数の概略

約1万7千件

3. 小売等役務商標出願の審査予定

平成19年度新願審査着手予定 (<http://www.jpo.go.jp/torikumi/index.htm>) に従い順次審査着手

- ・審査基準に基づき審査
- ・特例期間中の出願同士の競合関係の審査

4. 今後の小売等役務商標制度の周知活動予定

昨年に引き続き、本年秋頃から全国47都道府県において説明会開催予定
(地域団体商標制度説明会と同時開催予定)